

# 大規模災害時における相談業務等の応援に関する協定書

志布志市長（以下「甲」という。）と鹿児島県行政書士会長（以下「乙」という。）は、大規模な風水害、火山災害及び地震等の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合に、鹿児島県行政書士会の会員（以下「会員」という。）が社会貢献活動の一環として実施する相談業務等の応援について、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害発生時における相談業務等の応援の実施に関し、甲が会員に対して協力を求める時に必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2 乙は、この協定の締結に関し、会員を代表するものとする。

## （協力要請）

第2条 甲は、次の各号に定めるいづれかの場合に、相談業務等の応援の必要があると認めるときは、乙に対して文書により協力を要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭により要請し、その後速やかに文書で要請するものとする。

- (1) 大規模災害が発生し、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき、志布志市災害対策本部が設置された場合
- (2) 前項に定める場合のほか、大規模災害が発生する恐れがあり、甲が会員の協力が必要であると認めた場合

2 乙は、前項に規定する協力の要請があったときは、第 3 条に規定する業務を実施する会員を甲に連絡するものとする。

3 甲は、前項の規定による乙からの連絡に基づき、第 3 条に規定する業務を実施する会員を選定し、当該会員に対して業務内容の詳細を指示するものとする。

4 乙及び会員は、第 1 項に規定する協力要請があったときは、甲に協力するものとする。

## （応援の内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災者支援相談窓口の開設
- (2) 被災者支援制度その他生活再建に必要な申請書類等の作成及び提出補助
- (3) その他甲が必要と認める業務

## （協力体制の整備）

第4条 乙は、第 2 条第 1 項に規定する協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

## （業務の報告）

第5条 乙は、第 3 条に規定する業務を実施した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

## （費用の負担）

第6条 第 3 条に規定する業務のうち、第 1 号及び第 2 号の実施に要する費用については、乙又は当該業務を実施する会員が負担するものとし、第 3 号の実施に要する費用については甲乙協議して定めるものとする。

## （資料の提供）

第7条 甲は、会員が第 3 条に規定する業務を円滑に行えるよう、必要に応じて、乙に地域防災計画及びハザードマップを提供する。

## （第三者に対する損害）

第8条 会員が第 3 条に規定する業務の実施に伴い甲又は第三者に損害を与えたときは、当該業務を実施した会員の責めに帰すべき事由によるものを除き、甲及び当該業務を実施した会員が協議して、その賠償を行うものとする。

## （補償）

第9条 この協定に基づき第 3 条に規定する業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は負傷した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の定めるところによるものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、その他の関係法令等に基づく災害補償について、甲及び当該業務を実施した会員が協議するものとする。

## （協定の効力）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 月前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に 1 年間延長するものとし、その後においても同様とする。

## （その他）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義の生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、甲及び乙は本協定書 2 通を作成し、各自 1 通を保有するものとする。

平成 29 年 3 月 21 日

甲 鹿児島県志布志市有明町野井倉 1756 番地

志布志市長 本田修一



乙 鹿児島県鹿児島市与次郎 2 丁目 4-35  
鹿児島県行政書士会

会長 鈴木田敬

